毎週月.水.金曜日発行

# 令和5年12月8日

第5168号

目 次 規 則 ○富山県薬事総合研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則 1 ○地籍調査の成果の認証 3 ○道路の供用開始

告 公

○土地改良区の役員の就任

4

**VVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVV** vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

富山県薬事総合研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。 令和5年12月8日

> 富山県知事 新 朗 八  $\blacksquare$

# 富山県規則第40号

富山県薬事総合研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則 富山県薬事総合研究開発センター条例施行規則(昭和60年富山県規則第47号)の 一部を次のように改正する。

別表の1の(3)中

分光蛍光光度計 230円 F I D付きガスクロマトグ 230円 ラフ

を

分光蛍光光度計 230円

に、

2 令和5年12月8日	富山県報	第 5168 号
I C P質量分析計		4,990円
分取用液体クロマトグラフ		360円
真空凍結乾燥機		2,130円
色差計		470円」
を		
I C P質量分析計		4,990円
真空凍結乾燥機		2,130円
に、		
リアルタイムPCR装置		360円」
を		
リアルタイムPCR装置		1,070円」
に、		
超遠心機		3,690円
を		
超遠心機		3,690円
遠心濃縮装置		540円

に改め、同表の2の(2)の備考及び(3)の備考の1中「、色差計」を削る。

# 附則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の 額については、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例 による。

(くすり振興課)

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

### 富山県告示第433号

地籍調査の成果の認証について

南砺市における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土 調査の成果として認証した。

令和5年12月8日

富山県知事 新 田 八 朗

- 調査を行った者の名称 1 南砺市
- 2 調査を行った時期

南砺市大字舘の一部 (広瀬舘Ⅲ)

平成23年4月1日から

平成27年3月23日まで

南砺市大字小坂、舘、祖谷の一部(広瀬舘IV)

平成24年4月16日から

平成28年3月28日まで

3 成果の名称

南砺市大字舘の一部(広瀬舘Ⅲ)の地籍図及び地籍簿 南砺市大字小坂、舘、祖谷の一部(広瀬舘IV)の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

南砺市大字舘の一部(広瀬舘Ⅲ)

南砺市大字小坂、舘、祖谷の一部(広瀬舘IV)

認証年月日 5

令和5年11月17日

### 富山県告示第434号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第 180号) 第18条 第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において12月8日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年12月8日

富山県知事 新 田八 朗

道路の種類 及び路線名	区間	供用開始の期日	縦覧場所
県道	富山市牛島本町一丁目字古屋敷割1425 番4から	令和5年12月8日	富山土木
小竹諏訪川原 線	富山市神通本町一丁目5番1地先まで	M   1 12/1 0	センター

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

## 土地改良区の役員の就任

砺波市土地改良区の役員に次の者が令和5年11月27日就任した旨届出があったの で、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により公告する。

令和5年12月8日

富山県知事 新 田八 朗

氏 名 職名 住 所

理 事 松本千治 砺波市秋元 383番地

令和5年12月8日印刷発行

発 行 富

Щ

富山県富山市新総曲輪1番7号 電話富山 076—444—3153番